

後期高齢者医療保険

平成25年度の保険料

平成25年度の保険料は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でご確認ください。

後期高齢者医療保険料は、年金からの特別徴収(天引き)となります。対象とならない方には、保険料の納付書を送付します。

市民課 保険医療係
☎42・1191

一部負担金の割合変更

毎年8月1日現在の世帯状況および前年中の所得額や世帯の収入に基づいて、受診時の一部負担金の割合(1割または3割)の見直しを行います。見直しにより、8月から負担割合が変更になる場合があります。

市民課 保険医療係
☎42・1191

一部負担金の割合軽減

一部負担金の割合が3割負担に該当した方でも、収入額が一定の基準額に満たない場合は、申請により負担が1割となります。

1割負担となる可能性のある方には、申請書を送付しますので、提出してください。

市民課 保険医療係
☎42・1191

医療保険 だより



後期高齢者医療保険 と 国民健康保険(国保)
に関してお知らせします。

後期高齢者医療保険

国民健康保険

後期高齢者医療の被保険者証・国保の高齢受給者証が8月から新しくなります

8月1日から、後期高齢者医療の被保険者証は水色、国保の高齢受給者証(70歳以上75歳未満の方の証)はサクラ色の新しい証になります。

7月末に発送しますので、病院で受診するときは、必ず新しい証を提示してください。



発送する封筒は薄い緑色です

市民課 保険医療係 ☎42・1191

住民税非課税世帯の負担軽減

住民税非課税世帯の方は、入院した際の食事代や受診時の負担が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」(以下、認定証)の交付を受けられます。

現在交付している認定証は、7月31日(水)で期限がきれます。

後期高齢者医療保険のうち、現在、認定証をお持ちで8月以降も認定となる方には、新しい認定証を保険証と一緒に送ります。

国民健康保険の方で、新しい認定証の交付を希望する方は、市民課保険医療係で申請してください。

申請手続は、代理の方でも可能です。また、郵送での申請も受け付けます。

※認定証の交付を受けた方は、必ず受診時に病院に提示してください。

市民課 保険医療係 ☎42・1191

国民健康保険

非自発的失業者の軽減

解雇や倒産などにより離職された方の国保税が軽減されます。65歳未満で平成21年3月31日以降に離職され、一定の条件に該当する方が対象です。

軽減を受けるには、ハローワークで雇用保険受給資格者証を取得の後、申請が必要です。税務課市民税係で申請してください。

税務課 市民税係
☎42・1291

旧被扶養者減免制度

健康保険などの方が後期高齢者医療保険に移行することで、65歳以上の被扶養者が国保に加入する場合に、国保税が減免されます。

新たに該当となる方は申請が必要です。税務課市民税係まで申請してください。

税務課 市民税係
☎42・1291

特別徴収(年金天引き)

対象は、世帯主および世帯内の国保被保険者が全員65歳以上75歳未満の方で、一定の条件に該当する方です。

10月から対象の方は、7月から9月はこれまでと同様の普通徴収です。10月からは偶数月の年金からの特別徴収になります。

税務課 市民税係
☎42・1291